

大潟村公募型プロポーザル実施公告

次のとおり公募型プロポーザルを実施するので公告する。

平成24年6月18日

大潟村長 高橋浩人



1 公募型プロポーザルに付する事項

- (1)事業名 大潟村役場人事給与システム更新事業
- (2)実施場所 大潟村役場
- (3)実施期間 契約締結の日から平成30年3月31日まで
- (4)事業概要 人事給与システムの更新
- (5)予定価格 22,710,187円(消費税及び地方消費税を含む。)
- (6)実施の方法

本事業におけるプロポーザル参加申請書及び提案書等の提出は、各々郵送(書留郵便に限る。)または持参により行う。なお、具体的な手続等については、3及び7に示すとおりである。

2 プロポーザル参加資格

プロポーザルに参加する資格を有する者は、次のすべての要件を満たしている者とする。

- (1)地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2)平成23・24年度大潟村建設業者等級格付名簿に登載されていること。
- (3)会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者(手続き開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。
- (4)プロポーザル参加申請期限の日から委託業者決定の日までの間において、「大潟村建設工事入札参加資格者指名停止基準」に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (5)本店、支店又は営業所を秋田県内に有すること。ただし、支店・営業所については、導入システムの保守・運用支援の機能を有していること。
- (6)秋田県税、市町村税に滞納がない者であること及び社会保険に加入し、かつ社会保険料に滞納がない者(適用除外事業所を除く。)であること。
- (7)プライバシーマーク制度又は情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価制度(ISMS)などによる情報セキュリティに関する資格を有している者であること。

3 プロポーザル参加申請書等の提出

(1)「2 プロポーザルの参加資格」を満たし、本事業のプロポーザルに参加しようとする者は、次により申請書類を提出しなければならない。

①提出書類等

- ア 公募型プロポーザル参加申請書(様式第1号)
- イ 会社概要書(様式第2号)
- ウ 業務実績書(様式第3号)
- エ 大潟村役場人事給与システム更新事業の提案に対する誓約書(様式第4号)

②提出場所

大潟村役場総務企画課に1部郵送または持参すること。

③提出期間

平成24年6月18日(月)から平成24年6月27日(水)まで。

ただし、平日の9時から17時までの時間帯に必着で提出すること。

④用紙の配布

大潟村公式ホームページの入札情報サービスから入手する。

(2)プロポーザル参加申請書等を提出した者は、当該申請書等を提出したあと委託業者が決定されるまでの間において入札参加資格を有しないこととなったときは、委託業者決定前においては企画提案辞退届(様式第8号)を、決定後にあってはその旨を記載した届出書を速やかに提出しなければならない。

4 設計図書等の閲覧

本事業に係る実施要領、仕様書等の閲覧は、次により行う。

(1)閲覧場所 大潟村公式ホームページに掲載

(2)閲覧期間 平成24年6月18日(月)から平成24年6月27日(水)まで

5 設計図書等に対する質問及び回答

(1)設計図書等に対する質問は、平成24年7月9日(月)12時までに、大潟村役場人事給与システム更新事業に対する質問票(様式第5号)を用い、電子メールにより行わなければならない。

(2)上記質問に対する回答は、平成24年7月13日(金)までにホームページ上により行う。

6 入札保証金及び契約保証金

(1)入札保証金

免除する。

公告20号

(2) 契約保証金

請負代金額の100分の10以上の金額とする。納付方法等については、大潟村財務規則の規定による。

7 企画提案書等の提出等

(1) 提案書類の作成

「大潟村役場人事給与システム実施要領」「大潟村役場人事給与システム更新事業仕様書」に基づき、企画提案書提出届(様式第6号)、企画提案書、見積書を作成し提出する。

(2) 提出期限

平成24年7月20日(金)までの間、平日9時から17時までの時間帯に必着とし、持参または郵送等により提出すること。

(3) 提出場所

大潟村役場 総務企画課

(4) 見積書に記載する金額

見積書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)を契約の金額とするので、提案者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を見積書に記載すること。

8 委託業者の決定方法

(1) 委託業者の決定

本事業の委託業者は、「大潟村役場人事給与システム更新事業プロポーザル審査委員会」の審査において決定する。

(2) 審査基準

「大潟村役場人事給与システム更新事業プロポーザル審査基準」に基づき、1次審査及び2次審査を行う。

(3) 1次審査

1次審査は提出書類に基づいて行う

(4) 1次審査結果

1次審査の選定結果は、提案事業者に対し7月下旬に文書で通知する。なお、審査に関する経緯及びその内容、選定に関する異議等は一切受け付けない。

(5) 2次審査

2次審査は、平成24年8月上旬に実施するものとし、1次審査を通過した事業者に対し、別途通知する。

(6) 2次審査結果

2次審査の選定結果は、2次審査終了後に文書で通知する。なお、審査に関する経緯及びその内容、選定に関する異議等は一切受け付けない。

9 契約及び支払

- (1) 契約内容は、企画提案書、見積書、プレゼンテーション、デモンストレーションの内容に基づき、委託事業者と協議の上決定する。この際、企画提案書、プレゼンテーション、デモンストレーションにおける提案内容は実現を確約したものとみなす。
- (2) 契約金額は、当該年度分の見積額とする。
- (3) 平成25年度以降発生する人事給与システムの保守・運用支援等に係る費用は、その当該年度に契約を行う。

10 提案の無効

次のいずれかに該当する提案は無効とする。

- (1) 「2 プロポーザル参加資格」の用件を満たさなくなった場合。
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合。
- (4) 提案者が契約を履行することが困難と認められるに至った場合。
- (5) 提案にあたり著しく信義に反する行為があり、「大潟村人事給与システム更新事業プロポーザル審査委員会」が失格と認めた場合。

11 配置予定技術者について

- (1) 受託業者は、実施体制調書(様式第7号)に記載した技術者を含む体制で実施しなければならない。
- (2) 提案事業者は、他の事業の入札等において落札したことにより、実施体制調書(様式第7号)に記載した技術者を含む体制で実施することができなくなった場合は、その旨を速やかに契約担当者に報告しなければならない。
- (3) 本事業に実施体制調書(様式第7号)に記載した技術者を配置することができなくなった提案事業者がすでに落札決定されているときは、当該事業の参加者の提案は無効とみなすものとする。

12 その他

公告20号

- (1)プロポーザルに関する説明会は実施しない。
- (2)プロポーザル参加資格に関するヒアリングは実施しない。ただし、必要と認めた場合は説明を求めることがある。
- (3)事業実施時期は、事情により変更することがある。
- (4)本プロポーザルにおいては、関係資料等を熟知しなければならない。
- (5)本公告に定めのない事項については、地方自治法、地方自治法施行令、大潟村財務規則及び大潟村条件付き一般競争入札実施要綱の定めるところによる。

13 公募型プロポーザルに関する問い合わせ先

秋田県南秋田郡大潟村字中央1番地1
大潟村役場総務企画課 主査 薄井伯征
TEL. 0185(45)2111
FAX. 0185(45)2162
E-mail n-usui@ogata.or.jp